

# NPOとは?

最近注目されつつある団体にNPOというものがあります。NPOとは「Non Profit Organization」の頭文字をとったのもで、日本語では「特定非営利活動法人」と訳されています。NPOについては「特定非営利活動促進法（NPO法）」によって定められており、ボランティア活動をはじめとする市民が行う社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展の促進を目的とします。

## 特定非営利活動とは?

NPO法により12の活動が定められています。



- 1 保健・医療・福祉の増進
- 2 社会教育の推進
- 3 まちづくりの推進
- 4 文化・芸術・スポーツの振興
- 5 環境の保全
- 6 災害救援
- 7 地域安全
- 8 人権擁護・平和の推進
- 9 国際協力
- 10 男女共同参画社会の形成の促進
- 11 子どもの健全育成
- 12 1～11の活動の支援等

# どうやってつくるの?

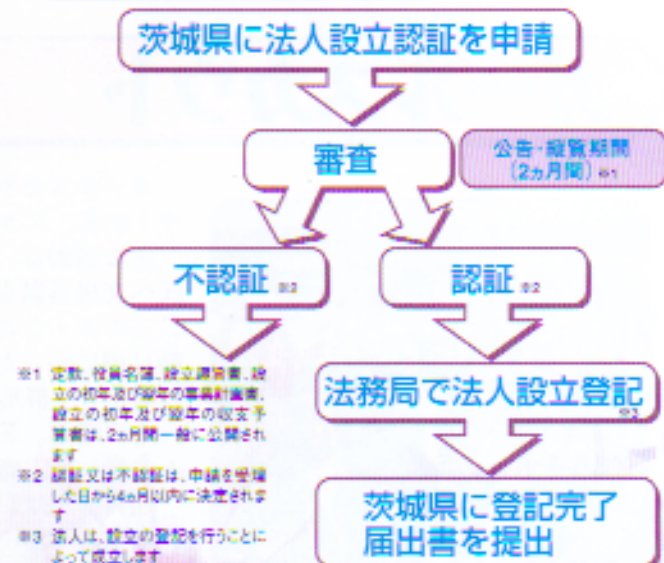
できるまでにはどんな手続きがあるの?

- ① 設立発起人会（既にある団体の場合、総会でも可）
- ② 所轄官庁に申請（設立に必要な書類の作成・議事録が必要）
- ③ 所轄官庁が公衆に縦覧（2カ月間）  
注：事業所が1箇所の場合は都道府県に。2箇所以上で複数の都道府県にあるときは経済企画庁へ
- ④ 所轄官庁による審査（2カ月以内）  
公衆に縦覧する書類：定款・役員名簿・設立趣旨・事業計画書・収支予算書
- ⑤ 認証・不認証の決定（4ヵ月以内）  
・不認証の場合→理由を書いた書類を通知：修正して再申請可
- ⑥ 登記所へ登記
- ⑦ 特定非営利活動法人（NPO法人）の設立
- ⑧ 所轄官庁へ登記簿謄本の提出

茨城県の所轄官庁は、県生活文化課県民運動推進室となっています。

非常に複雑な手続きのようにみえますが、県の生活文化課で申請までの手続きを詳しく説明してくれますので、安心して申請することができます。

## 法人設立手続きの流れ （茨城県内にのみ事務所を有する団体）



## ★お知らせ★

10月1日より認定NPO制度が始まりました。

この制度によって、ある一定の要件・基準を満たす国税庁長官の認定を受けたNPO法人（認定NPO法人）に対して行った次の寄付について、税制上の特別措置が講じられます。

- 個人が認定NPO法人に対して行った寄付
- 法人が認定NPO法人に対して行った寄付
- 相続又は遺贈によって財産を取得した方が、認定NPO法人に対して行った相続遺産等の寄付

## 詳しくは・・・

■NPO申請について  
茨城県生活文化課 県民運動推進室  
〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38  
茨城県三の丸庁舎2F  
TEL 029-224-8120 FAX 029-224-9655

■認定NPO法人について  
関東甲信越国税局  
TEL 048-600-3111  
水戸税務署  
TEL 029-231-4211